

岡垣町広報紙等ポスティング業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

岡垣町おかがきPR課

## 岡垣町広報紙等ポスティング業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、町が指定する行政区の全世帯への広報紙等の配布に関して、業務委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により評価するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1)業務名

岡垣町広報紙等ポスティング業務(以下、「本業務」という。)

#### (2)業務内容

別紙「岡垣町広報紙等ポスティング業務仕様書」のとおり

#### (3)契約期間

契約締結日の翌日から令和 11 年6月 30 日まで

#### (4)見積上限額

① 150gまで 39.50 円

② 200gまで 40.50 円

③ 250gまで 41.50 円

※消費税及び地方消費税の額を含まない。

※見積積算上の配布予定数は 8,000 部とする。

※配布予定数は見込みであり、実際の配布数は増減する場合がある。

※広報紙等引取料を含む。

※令和8年度の単価をもって令和9年度以降も実施することを原則とする。ただし、人件費の上昇や社会情勢の変化その他これらに準ずるやむを得ない事由により、契約当初に想定し得ない著しい変動が生じた場合は、事業者から価格案を提示し、町との間で協議調整の上合意したときは、見直しすることができる。

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。

(2)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。

(3)消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4)企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、福岡県及び岡垣町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ① 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 参加表明時点で自治体広報紙ポスティング業務の実績があること。

#### 4 実施スケジュール

項目	日程(予定)
公募期間	3月 27 日(金)～4月 22 日(水)
企画提案参加表明書受付期限	4月 10 日(金)17 時必着
事業者参加資格要件確認	3月 27 日(金)～4月 13 日(月)
参加資格の審査結果通知	3月 27 日(金)～4月 14 日(火)
質問受付	4月 10 日(金)17 時必着
質問に対する回答	随時
企画提案書等締切	4月 22 日(水)17 時必着
審査(プレゼンテーション) ※各社 45 分ずつ(提案 25 分・質疑 20 分)	5月 12 日(火)
受託候補者の発表	5月中旬～下旬

#### 5 参加手続

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第2号)
- ② 消費税及び地方消費税の納税証明  
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- ③ 使用印鑑届
- ④ 会社概要書(任意様式)
- ⑤ 自治体業務実績

- ⑥ 共同企業体で参加の場合
  - (ア)共同企業体届出書
  - (イ)共同企業体協定書
  - (ウ)委任状
- ⑦ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。
  - (ア)法人登記簿謄本
    - ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
  - (イ)法人定款
- ⑧ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。
  - (ア)団体の規約
  - (イ)役員一覧

(2)提出部数

各1部

(3)参加手続関係書類の配布方法

岡垣町公式ホームページからダウンロード

(4)提出先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号

岡垣町おかがきPR課 広報広聴係

(5)提出期限

令和8年4月10日(金)17時 必着

※受付時間は、岡垣町役場閉庁日を除く9時～17時(12時～13時を除く。)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(6)提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(7)参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和8年4月14日(火)までに、電子メールで通知する。

(8)提出された書類の取扱い

- ① 提出された書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された書類は返却しない。

## 6 質問・回答

本要領、仕様書等に関する質問は、次により行う。

(1)質問方法

質問書(様式第1号)に必要事項を記載の上、電子メールで送付すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問がない場合にも必ず「質問無し」で提出すること。

※送付後、電話で受信確認すること。

(2)送付及び受信確認先

岡垣町おかがきPR課 広報広聴係

メールアドレス okapr@town.okagaki.lg.jp

電話 093-282-1211(代表)

(3)受付期間

公募開始日～令和8年4月10日(金)17時 必着

(4)回答方法

随時、質問及び回答は岡垣町公式ホームページに掲載する。ただし、質問者名は公表しない。

## 7 企画提案書等の提出

(1)提出書類

プロポーザルの企画提案書として、下記の資料を8部(正本1部、副本7部)提出すること。なお、副本は、事業者が判別できるような記載を全て削除すること。また、企画提案書は、次の順に綴じたうえ、通し番号を付すること。

① 提案書(様式第3号)※正本のみ

② 表紙(任意様式)

③ 企画提案内容(任意様式)

下記の項目については必ず記載し、仕様書や別紙1で定める評価基準の内容を踏まえた企画提案とすること。

i)基本的な考え方

事業を実施するにあたっての基本的な考え方について記載する。

ii)実施体制

・管理責任者及び担当者の氏名、類似業務経験等、活動拠点

・苦情処理責任者及びその連絡先、苦情処理の想定フロー

iii)再委託

業務の一部を再委託する場合は、その内容と社名等を明記すること。

iv)工程表

集荷、仕分け及び配布に係る標準的な工程を明記すること。

v)配布管理計画

別紙2の「7月号(6月25日発行)の各行政区配布予定数一覧」を10日間で配布(配布

確認作業を含む)するための計画を明記すること。各行政区の位置は別添行政区割図を参照すること。

④ 単価表・見積書(様式第4号)

(2)企画提案関係書類の配布方法

岡垣町公式ホームページからダウンロード

(3)提出先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号

岡垣町おかがきPR課 広報広聴係

(4)提出期限

令和8年4月 22 日(水)17 時 必着

※受付時間は、岡垣町役場閉庁日を除く9時～17 時(12 時～13 時を除く。)

※企画提案書の提出順を企画提案(プレゼンテーション)の順番とする

(5)提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(6)提出書類作成の留意事項

- ① 企画提案は、1事業者1提案とし、仕様書に従って作成すること。
- ② 企画提案書は、A4 判とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表等(工程表、配置図その他これに類する視覚的資料)に限り、A3 判の使用を認めるが、A4 サイズに折り込むこと。
- ③ 企画提案書は、表紙を除いて 10 ページ以内とする(A3 判は1ページとみなす。)。企画提案書の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。なお、企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現を用いて記載すること。(プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。また、プレゼンテーションのみで提案された内容は、審査対象外とする。)
- ④ 単価表・見積書の正本には主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記載したうえ、使用印鑑を押印すること。

## 8 審査(プレゼンテーション)

「【別紙1】岡垣町広報紙等ポスティング業務プロポーザル評価基準」に基づき、事業者名を伏せてプレゼンテーションと選定委員による質疑応答を実施する。

(1)実施日

令和8年5月 12 日(火) 予定

(2)場所等

詳細な時刻や場所については、別途メールで連絡する

(3)実施時間

1事業者につき45分(提案25分・質疑20分)

#### (4)出席者

1事業者につき3名以内とする

#### (5)選定方法

選定委員会において、本要領及び評価基準に基づき提案の評価を行う。失格者を除いた者のうち、選定委員ごとに、合計点が高い順に順位を付す。各選定委員が付した順位の数字を合計した数値(以下、「順位点」という。)が最も小さい事業者を受託候補者として選定する。

順位点が最も小さい事業者が複数いる場合は、価格提案の金額が最も安価な事業者を候補者とし、価格も同額の場合については、当該事業者から評価基準の審査項目のうち価格のみを再提案させ、金額が最も安価な事業者を受託候補者とする。最終的に第1位となった事業者を受託候補者とする。

また、適切な提案がない場合(評価点の得点率が60%未満)には、受託候補者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

なお、プロポーザルへの参加者が1事業者の場合、当該事業者の評価点が得点率60%を下回らなければ、その事業者を受託候補者として選定する。

#### (6)結果の通知及び公表

受託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記事項を岡垣町公式ホームページにおいて公表する(電話での問い合わせには応じない)。

- ① 受託候補者の名称及び順位点
- ② ①以外の参加者の順位点

※参加者が2事業者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

#### (7)留意事項

- ① プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は可能とする。
- ② プロジェクター、スクリーンは町が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。
- ③ プレゼンテーション及び質疑応答は、事業者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。

### 9 契約の締結

- (1)受託候補者と岡垣町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2)受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書式を提出すること。なお、この場合、次順位以下となった事業者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

## 10 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1)参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3)本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4)価格提案書の金額が2(4)の見積上限額を超える場合
- (5)町の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- (6)評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 11 その他

### (1) プロポーザル手続の中止

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルの手続を中止する。

- ① 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本件手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本件手続きを行うことができないとき。

### (2) 留意事項

- ① 企画提案書は原則として返却しない。
- ② 企画提案書及び価格提案書提出後の差替、訂正、再提出はできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- ③ 企画提案書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ④ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ⑤ 企画提案書の提出後、辞退する場合は、参加辞退届書(様式第5号)により申し出ることとし、辞退後はいかなる理由があっても再応募は認めない。
- ⑥ 本企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

担当部署及び問い合わせ先

岡垣町おかがきPR課 広報広聴係(担当:廣渡・宮田)

〒811-4233

福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号

電話 093-282-1211(代表)

メールアドレス okapr@town.okagaki.lg.jp